

「港湾請負工事積算基準」に係る令和4年度標準賃金

(令和4年3月1日より適用)

1 潜水士（ダイバー）標準賃金

(円/日)

潜水深度	標準賃金
10m未満	49,500
10～20m未満	53,100
20～30m未満	56,800
30～40m未満	60,700

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。

潜水士補助員は、潜水士(ダイバー)に準じる。

上廻り員は、令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価の潜水送気員に準じる。

2 船舶及び機械製造修理請負工事積算基準の標準賃金

(円/日)

名称	標準賃金
船舶製作工	26,300

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。